

宮

建

国保だより

Vol.

147

令和7年4月1日発行

Contents

第2回通常組合会開催	2
令和7年度組合運営の基本方針ー歳入歳出予算の概要	2
保険料区分に係る学生又は障害者の確認調査	3
課税標準額調査(所得調査)	3
ジェネリック医薬品利用差額通知の送付	3
ウォーキングイベントの開催	3
令和7年度各種事業	4
指定保養施設の一部変更	8
ジェネリック医薬品希望カードー保養施設利用助成券	9
高齢受給者証の更新と新規交付	11
活用しましょうマイナンバーカード	11
被保険者資格の取得・喪失等の手続き	12

白石市「白石城(春)」写真提供:宮城県観光課

あなたの仲間を紹介しませんか?



適用除外承認を受けて加入している
宮建国保(建設国保)は「適切な保険」
であり、改めて協会けんぽに入る必要
はありません。

加入要件
建設従事者

業態年齢の
定額保険料

傷病休業に
給付制度



宮建国保

約5,200人の仲間と

助成制度も
ドックなど

適切な国保
社会保険制度

割安な
介護保険料

ホームページはこちらで検索

宮建国保



宮建国保

組合員と家族のいのちと健康 そして暮らしを守る
宮城県建設業国民健康保険組合

■ 令和6年度第2回通常組合会を開催

令和7年2月28日(金)、令和6年度第2回通常組合会が開催され、次の議案が原案どおり可決承認されました。

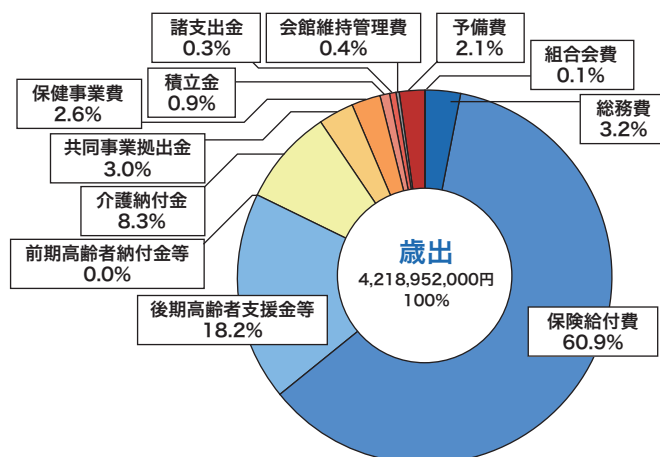
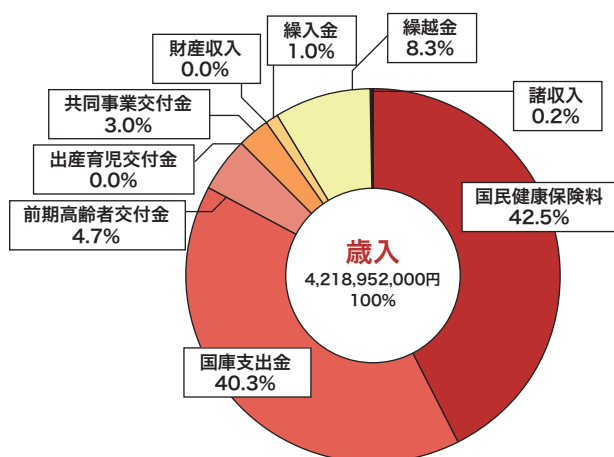
- 第1号議案 規約の一部改正について議決を求める件
- 第2号議案 役員及び組合会議員報酬規程等の一部改正について議決を求める件
- 第3号議案 令和6年度歳入歳出補正予算の議決を求める件
- 第4号議案 令和6年度国保会館特別会計歳入歳出補正予算の議決を求める件
- 第5号議案 令和7年度事業計画の認定を求める件
- 第6号議案 令和7年度歳入歳出予算の議決を求める件
- 第7号議案 令和7年度借入金の議決を求める件
- 第8号議案 令和7年度特別積立金又は給付費支準備積立金の繰替使用について議決を求める件
- 第9号議案 令和7年度国保会館特別会計歳入歳出予算の議決を求める件
- 第10号議案 個人情報保護に関する規則等の一部改正について議決を求める件
- 第11号議案 法令遵守マニュアルの一部改正等について議決を求める件



■ 令和7年度組合運営の基本方針

- 1** 組織の基盤強化を図るためには、役員体制の充実の他に組合員の維持・増員が不可欠であることから、母体組織である県連及び単組と連携し、当組合の事業内容等の普及・啓発を行います。
- 2** 持続可能な組織運営を行うためには、財政安定化の維持が必要です。
令和5年4月から子育て世帯に重点を置いた保険料の引下げ改定を行いましたが、この改定が財政に及ぼす影響に加え、組合員数及び医療費の状況を注視し、その状況により対策を検討するなど、安定した運営に努めます。
- 3** 第3期データヘルス計画で設定する目標達成に向け、病気の予防・早期発見・早期治療につながる特定健診・特定保健指導受診率の向上等を図るとともに、各保健事業の現行の取組みの強化や新たな取組みを推進します。また、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進を啓発するなど、医療費適正化の徹底に努めます。

■ 令和7年度歳入歳出予算の概要



本年度の歳入並びに歳出の当初予算の総額は、「令和7年度組合運営の基本方針」に沿って予算を編成した結果、4,218,952千円で、対前年度261,752千円減となりました。

■ 令和7年度保険料区分に係る「学生又は障害者の確認調査」について

当該年度4月1日時点で20歳から64歳までの家族が、学生又は障害者に該当する場合は、確認書類を提出していただくことにより国民健康保険料の区分が変更になります。

令和7年度調査対象者：昭和35年4月2日～平成17年4月1日生まれの家族

区分	確認書類(提出書類)	提出先
学 生	新年度(令和7年度)の在学証明書の原本 令和7年4月以降の証明日のもの ※学生証の写しは不可	所属支部
障害者	障害者手帳の写し、証明書等 (障害等級、有効期限、判定年月日等記載のあるもの)	

※学生である家族が組合員の住所地を離れて就学している場合は、在学証明書(原本)の他に「様式8号 第116条㊟該当届」が必要になります。該当者は、所属支部を通してご提出ください。

■ 令和7年度課税標準額調査(所得調査)について

国は、全ての国保組合の財政力を確認するため、課税標準額調査(所得調査)を定期的に実施しており、今年度の実施が予定されています。この調査は国保組合に加入する皆さんの所得を調査することで、国庫補助金の補助率等が決定される極めて重要な調査です。

調査方法は、国が対象者を無作為に抽出し、マイナンバーを利用した情報連携により対象者の所得情報を取得し、国へ報告するものです。確定申告を行っていない等情報連携で調査できない場合は、対象者に書類提出等をお願いする場合がありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

■ ジェネリック医薬品利用差額通知を送付しています

ジェネリック医薬品利用差額通知は、慢性疾患等の医薬品を対象とし、1薬剤当たり1ヶ月の自己負担の軽減効果額が300円以上あると見込まれる35歳以上の被保険者に対し、年3回送付しています。

ジェネリック医薬品は、新薬(先発医薬品)と同一の有効成分を同一量含み、効き目が同等な医薬品となっていますので、複数のお薬の服用や長期服用が必要な場合等は、効果的といわれています。利用差額通知が届いた方は、これを機にジェネリック医薬品への切り替えの検討をお願いします。

なお、ジェネリック医薬品を希望される際は、医師や薬剤師へ相談してください。

ウォーキングイベント開催のお知らせ

開催期間：令和7年5月1日～令和7年6月30日

対象者：被保険者全員

本イベントの詳細につきましては、QRコードよりご確認ください。

(QRコードが読み取れない場合、宮建国保HP“お知らせ”

➡「ウォーキングイベント開催について」をご確認ください。)

歩数ランキング上位者には1,000～3,000円のQuoカードプレゼント！



イベント詳細

令和7年度各種事業

①保険料について

医療保険料

医療保険料は組合員の種別や年齢によって決まる組合員分の医療保険料と、家族の性別と年齢によって決まる家族分の医療保険料の合計になります。

※組合員と家族の医療費、傷病手当金、各種検診等の助成金などに使われます。

毎年4月1日現在の年齢区分で1年間(4月～翌年3月)の月額保険料の金額を算定します。

後期高齢者支援金

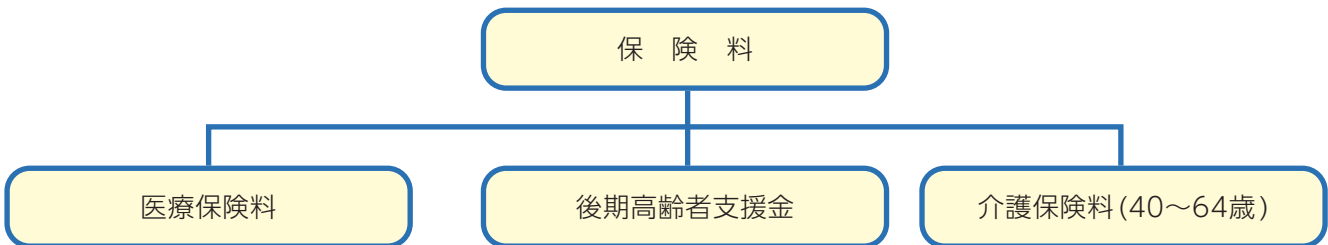
後期高齢者広域連合への財政支援など、高齢者医療を支える財源となります。

(参考:後期高齢者75歳以上、前期高齢者65～74歳)

介護保険料(40～64歳)

介護サービスの実施主体である市町村に代って徴収を行い、納付しています。

介護保険料は、40歳の誕生日(1日生まれは前月)から算定され、65歳の誕生日(1日生まれは前月)から算定されなくなります。



令和7年4月～保険料一覧(月額:円)

◆組合員

組合員種別区分			医療保険料	後期高齢者支援金	合計額
法人事業主 (法人事業所の代表者)	A	50歳以上	23,500円	7,200円	30,700円
	B	35～49歳	22,900円		30,100円
	C	34歳以下	22,400円		29,600円
第1種組合員 (個人事業主・一人親方・ 法人事業所の役員)	A	50歳以上	17,300円	5,900円	23,200円
	B	35～49歳	16,600円		22,500円
	C	34歳以下	15,900円		21,800円
第2種組合員(従業員)		35歳以上	13,500円	4,900円	18,400円
第3種組合員(従業員)		34歳以下	8,400円	3,800円	12,200円

◆家族

家族区分		医療保険料
0～6歳		0円
7～19歳		2,000円
20～34歳	女性	5,200円
	男性	8,700円
	学生・障害者	4,200円
35～64歳	女性	5,500円
	男性	9,000円
	学生・障害者	4,500円
65歳以上		4,200円

※別途、40～64歳の組合員及び家族については「介護保険料(1人3,000円)」が加算されます。

②一部負担割合について

○組合員及び家族 3割負担(7割給付)

○70歳以上 2割負担(8割給付) ※現役並み所得者は3割負担(7割給付)

○00～18歳 県内各市町村において「子ども医療費助成制度」を実施しており、申請により受給者証が交付され助成を受けられます。(0歳～未就学児までは当組合で8割給付)

※仙台市は令和8年3月31日までは0～15歳が対象

③保険給付について

高額療養費

医療機関や調剤薬局の窓口で支払った額が、1ヵ月(1日から末日)で自己負担限度額を超えた場合に、その超えた金額が支給される制度です。

自己負担限度額は、個人の年齢や世帯の所得状況等に応じ、1ヵ月の医療費によって算定されます。

高額療養費に該当の方には、診療月の約3ヶ月後に支部を通して申請書を送付しています。

70歳未満

所得区分	被保険者全員の基礎控除後の所得額合計	1ヵ月の自己負担限度額	
		3回目まで (過去12ヵ月間の高額療養費該当数)	4回目から
ア	901万円超	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
イ	600万円超901万円以下	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
ウ	210万円超600万円以下	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
エ	210万円以下	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

70歳以上

所得区分		判定基準 課税所得	1ヵ月の自己負担限度額	
			外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得	Ⅲ	690万円以上	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	<多数該当 140,100円>
	Ⅱ	380万円以上	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	<多数該当 93,000円>
	Ⅰ	145万円以上	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	<多数該当 44,400円>
一般		145万円未満	18,000円(年間上限144,000円)	57,600円<多数該当44,400円>
低所得 (住民税非課税世帯)	Ⅱ	住民税非課税世帯 Ⅰに該当しない方	8,000円	24,600円
	Ⅰ	住民税非課税世帯 年金収入80万円以下等		15,000円

※①<多数該当>は、過去1年間に4回以上高額療養費を受けた場合、4回目以降の自己負担限度額です。

※②年間上限の年間とは、8月から翌年7月までの1年間となります。

限度額適用認定証

医療機関での窓口負担が高額療養費に該当見込のとき、事前に宮建国保へ申請し、限度額適用認定証の交付を受け、医療機関の窓口に提示することにより、窓口での支払いが高額療養費の自己負担限度額までとなります。

※マイナ保険証を利用すれば、事前の申請不要で窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

※70歳以上の現役並み所得者Ⅲ及び一般は手続きが必要ありません。「マイナ保険証」・「資格確認書」・

「被保険者証及び高齢受給者証」の何れかを窓口でご提示ください。

※発効日は申請のあった月の1日からとなります。さかのぼって発行することはできません。

高額医療費支払資金貸付制度

保険診療を受けた際、自己負担限度額を超え、医療費の支払いが困難なとき等に、高額療養費が支給されるまでの間、支給見込額の9割相当額の資金を無利子で貸し付けする制度です。

高額医療・高額介護合算制度

宮建国保に加入している同じ世帯の方で、1年間(8月1日から翌年7月31日)に医療保険及び介護保険における自己負担額の合算額(70歳未満の方の医療費は、21,000円以上の自己負担が対象)が、一定額を超えた場合に、その超えた分の金額が支給される制度です。

療養費

やむを得ず、マイナ保険証・資格確認書・被保険者証の何れかを持参せずに医療機関で受診し、医療費を全額（10割）自己負担した場合や、医師の指示により治療用装具を購入し装着した場合に、保険診療の自己負担割合分を除いた額を支給します。

移送費

医師の指示により、緊急その他やむを得ない状況で移送された際の費用を全額支給します。

傷病手当金・出産手当金・葬祭費

組合員種別等区分に応じて、次の額を支給します。

組合員種別等区分	傷病手当金(1日につき)	出産手当金(1日につき)	葬祭費
法人事業主・第1種組合員	5,000円	5,000円	100,000円
第2種組合員	4,000円	4,000円	70,000円
第3種組合員	4,000円	4,000円	70,000円
家 族	—	—	50,000円

(1)傷病手当金(組合員のみ対象)

組合員が病気やケガの療養で仕事ができなくなった日から起算して3日を経過した場合において、起算した第1日目から2年間で70日を限度に支給します。（※仕事上や交通事故での傷病の場合は支給対象外）

(2)出産手当金(女性組合員が対象)

組合員が出産のため仕事ができないとき、産前20日産後40日以内を限度に支給します。

(3)葬祭費

被保険者が死亡したとき、その葬祭を行った方に支給します。

他の健康保険から、葬祭費に相当する給付を受けることができる場合は当組合から支給されません。

出産育児一時金

1児出産につき、500,000円を支給します。受け取り方法は、4通りあります。

①直接支払制度

出産する被保険者が医療機関等と出産育児一時金の申請及び受取に関する代理契約を結ぶことで、直接医療機関等が出産育児一時金を受け取る方法。

②直接支払制度を利用しない方法

出産費用を全額支払った後に、宮建国保へ出産育児一時金の申請をすることで、支給を受ける方法。

③受取代理制度

被保険者が医療機関等を受取代理人として、事前に出産育児一時金の申請を宮建国保にすることで、医療機関等が被保険者に代わって出産育児一時金を受け取る方法。

④前払い金制度

出産予定日1ヵ月以内に宮建国保へ前払い金の申請をすることで、出産育児一時金の9割相当額の支給を受けることができ、また出産後に②の出産育児一時金の申請をすることで残りの1割相当額の支給を受ける方法。

※①・③の方法を選択し、出産費用が500,000円を下回った場合、差額を宮建国保から支給します。（①の場合、申請手続きが必要）

※分娩者が社会保険の資格を本人として1年以上継続して取得し、喪失後6ヶ月以内に出産した場合は、社会保険と宮建国保のどちらかを選択して支給を受けることになります。

④保健事業について

特定健診・特定保健指導

40～74歳の被保険者を対象とする内臓脂肪型肥満(メタボリックシンドローム)に着目した生活習慣病予防のための健康診査(特定健診)及び保健指導(特定保健指導)のことをいいます。

- (1) 対象年齢:生年月日が昭和61年3月31日以前の方
- (2) 助成内容:全額助成(自己負担なし)
- (3) 助成回数:年1回限り

特定健診・特定保健指導の受診方法

特定健診を受診するには、「**受診券**」及び「**マイナ保険証・資格確認書・被保険者証**」が必要になります。
(受診券は4月中旬以降に、所属支部から配付する予定です。)

受診方法を次の①～③のうち1つ選択をして受診

1

支部で実施する団体健診【人間ドックコース・健康診断コース・特定健診コース】で受診する(所属支部へ申込)

人間ドック及び健康診断コースを受診する方は、一緒に特定健診を受診することになります。特定健診のみの場合、受診費用はかかりませんが、人間ドック・健康診断は特定健診分を除いた受診費用がかかります。

2

個人的に受診するⅠ

○県内の医療機関で受診(健診機関へ直接予約)

宮建国保ホームページに特定健診実施予定一覧表【個別健診】を掲載します。(6月予定)

○市町村(市民センターや公民館等)で実施する健診を受診

宮建国保ホームページに特定健診実施予定一覧表【集団健診】を掲載します。(6月予定)

お住まいの地区の広報誌等で健診日や実施場所を確認してください。

3

個人的に受診するⅡ

○宮建国保が契約している健診機関で受診(健診機関へ直接予約)

(1) (一財) 宮城県成人病予防協会

・中央診療所:仙台市青葉区中央1-3-1 アエル12階 → TEL(022)375-7113

・総合健診センター:仙台市泉区泉中央1-6-12

(2) (一財) 杜の都産業保健会

・一番町健診クリニック:仙台市青葉区一番町4-9-18 TICビル5階 → TEL(022)217-6678

特定保健指導:特定健診の結果により該当者へ特定保健指導のご案内があります。

(受診するには「**特定保健指導利用券**」が必要です。)

◆リスクがあり、生活習慣の改善が必要な人 → 動機付け支援(全額助成 ※自己負担なし)

◆リスクが高く、生活習慣の改善が急がれる人 → 積極的支援(全額助成 ※自己負担なし)

1

(一財) 宮城県成人病予防協会に直接申込をして受診

(1) 中央診療所

仙台市青葉区中央1-3-1

アエル12階

TEL(022)-375-7113

(2) 総合健診センター

仙台市泉区泉中央1-6-12

TEL(022)375-7113

2

(一財) 杜の都産業保健会に直接申込をして受診

(1) 一番町健診クリニック

仙台市青葉区一番町4-9-18

TICビル5階

TEL(022)-217-6678

3

各市町村の医療機関に直接申込をして受診

※医療機関によって実施可能な保健指導の内容が異なりますので、ご確認のうえ、受診してください。

(実施時期が限られている場合があります。)

※市町村によって実施しない場合がありますので、ご確認願います。

その他の保健事業の助成内容

区 分	申請書様式	助成内容
人間ドック（特定健診分を除く。） ●年 1 回限り	様式19号	5割・23,000円を限度に助成 （オプションで受診したがん検診等合算可）
脳ドック ●年 1 回限り	様式19号	5割・23,000円を限度に助成（前年度助成を受けていない方） 2.5割・23,000円を限度に助成（前年度助成を受けた方）
健康診断 ●年 1 回限り	様式19号	5割・23,000円を限度に助成
アスベスト検診 ●年 1 回限り	様式19号	5割・23,000円を限度に助成
市町村実施の住民検診 （各種がん検診等）	様式18号	1 申請（1 世帯受診費用合計）2,000円以上を対象に 費用の5割を助成（住民検診・インフルエンザ予防接 種・新型コロナウイルス感染症予防接種の費用合算可）
インフルエンザ予防接種	様式25号	
新型コロナウイルス感染症予防接種	様式25-2号	

※いずれも年齢制限はありません。

※各種給付金の申請をする場合は、ご所属の支部から申請書をお取り寄せのうえ、領収証（原本）等の必要書類を添付のうえ、ご提出願います。

※領収証の宛名は受診者個人のものに限りま。す。（会社、事業所名のものは対象外）

プレミアム人間ドックの実施について

令和7年度中に40歳に到達される方及び45～49歳の5年連続未受診となっている方で、宮建国保が契約している前頁2ヶ所の健診機関で人間ドックを受診した場合に限り、「人間ドック受診費用助成券」を提出することにより、さらに2,000円を差し引いた額で受診することができます。

対象の方には、4月以降に2,000円の助成券を送付予定です。（再発行不可）



アスベスト（石綿）検診について

支部で実施している団体人間ドックと併せて受診することができます。（事前申込制）

また、アスベスト検診のみを受診することも可能です。

過去にアスベストを扱う仕事をしていた方やアスベストを扱う現場（場所）に仕事で出入りしていた方などは、アスベストを原因とする肺がん・中皮腫等の健康被害を早期に発見できる機会ですので、是非とも受診してください。

指定保養施設の一部変更について

宮建国保の指定保養施設であった「なかやま山荘」が令和6年8月31日に閉館しましたので、指定保養施設から削除しております。

また、大崎市鳴子にあります「鳴子やすらぎ荘」を新たに指定保養施設に追加しましたので、是非ご利用ください。



ジェネリック医薬品希望カード (点線に沿って切り取ってお使いください)

ジェネリック医薬品 希望カード

ジェネリック医薬品について
相談させてください。

宮城県建設業国民健康保険組合

ジェネリック医薬品 希望カード

ジェネリック医薬品について
相談させてください。

宮城県建設業国民健康保険組合

保養施設利用助成券 (点線に沿って切り取ってお使いください)

※助成券を一世帯限度枚数4枚(一世帯5名以上の場合、その人数分)を超えてご利用いただいた場合は、
超えた額を返還していただくことになります。

宮建国保 保養施設利用助成券

- 1 宮建国保の被保険者である組合員及び家族が、
本券を提出して保養施設を利用(宿泊)した場合には、
利用料金のうち2,000円を宮建国保で負担します。
- 2 本券を利用できる保養施設は、裏面のとおりです。
- 3 ご利用の際に、本券を施設の受付に提出してください。
- 4 本券は、利用者1人1泊につき1枚有効です。
- 5 本券を一世帯限度枚数(4枚)を超えてご利用いた
いた場合は、超えた額を返還していただくことになり
ます。

注意：宮建国保にご加入いただいていない方は、ご利用できません。

発行者 宮城県仙台市宮城野区二十人町30番地の3
宮城県建設業国民健康保険組合
電話 022(792)7051

令和8年3月31日まで有効

宮建国保 保養施設利用助成券

- 1 宮建国保の被保険者である組合員及び家族が、
本券を提出して保養施設を利用(宿泊)した場合には、
利用料金のうち2,000円を宮建国保で負担します。
- 2 本券を利用できる保養施設は、裏面のとおりです。
- 3 ご利用の際に、本券を施設の受付に提出してください。
- 4 本券は、利用者1人1泊につき1枚有効です。
- 5 本券を一世帯限度枚数(4枚)を超えてご利用いた
いた場合は、超えた額を返還していただくことになり
ます。

注意：宮建国保にご加入いただいていない方は、ご利用できません。

発行者 宮城県仙台市宮城野区二十人町30番地の3
宮城県建設業国民健康保険組合
電話 022(792)7051

令和8年3月31日まで有効

宮建国保 保養施設利用助成券

- 1 宮建国保の被保険者である組合員及び家族が、
本券を提出して保養施設を利用(宿泊)した場合には、
利用料金のうち2,000円を宮建国保で負担します。
- 2 本券を利用できる保養施設は、裏面のとおりです。
- 3 ご利用の際に、本券を施設の受付に提出してください。
- 4 本券は、利用者1人1泊につき1枚有効です。
- 5 本券を一世帯限度枚数(4枚)を超えてご利用いた
いた場合は、超えた額を返還していただくことになり
ます。

注意：宮建国保にご加入いただいていない方は、ご利用できません。

発行者 宮城県仙台市宮城野区二十人町30番地の3
宮城県建設業国民健康保険組合
電話 022(792)7051

令和8年3月31日まで有効

宮建国保 保養施設利用助成券

- 1 宮建国保の被保険者である組合員及び家族が、
本券を提出して保養施設を利用(宿泊)した場合には、
利用料金のうち2,000円を宮建国保で負担します。
- 2 本券を利用できる保養施設は、裏面のとおりです。
- 3 ご利用の際に、本券を施設の受付に提出してください。
- 4 本券は、利用者1人1泊につき1枚有効です。
- 5 本券を一世帯限度枚数(4枚)を超えてご利用いた
いた場合は、超えた額を返還していただくことになり
ます。

注意：宮建国保にご加入いただいていない方は、ご利用できません。

発行者 宮城県仙台市宮城野区二十人町30番地の3
宮城県建設業国民健康保険組合
電話 022(792)7051

令和8年3月31日まで有効

ジェネリック医薬品希望カード (点線に沿って切り取ってお使いください)

医師・薬剤師の皆様
ジェネリック医薬品をお願いします。

.....

ジェネリック医薬品が適切でない場合は、
先発医薬品の処方をお願いします

氏 名

宮城県建設業国民健康保険組合

医師・薬剤師の皆様
ジェネリック医薬品をお願いします。

.....

ジェネリック医薬品が適切でない場合は、
先発医薬品の処方をお願いします

氏 名

宮城県建設業国民健康保険組合

保養施設利用助成券 (点線に沿って切り取ってお使いください)

※一世帯5名以上の世帯で4枚を超えて利用する時は、支部にあります「申込書」をご提出していただくことにより、4名を超える人数分の「保養施設利用助成券」を送付いたします。

指定保養施設
.....

- 公園の中の宿ロマン館 電話0229 (39) 2424
〒989-4305 大崎市田尻小塩八ツ沢1番地
- ホテルニューあらお 電話0229 (83) 3062
〒989-6811 大崎市鳴子温泉郷赤湯40
- 鳴子やすらぎ荘 電話0229 (87) 2121
〒989-6832 大崎市鳴子温泉字星沼18-2
- 秋保温泉ホテル華乃湯 電話022 (397) 3141
〒982-0241 仙台市太白区秋保町湯元字除33-1
- 旬樹庵さんさ亭 電話0224 (34) 2211
〒989-0916 刈田郡蔵王町遠刈田温泉東裏30

ご利用の際は、施設に直接電話等で予約してください。

利用者所属支部名	記号・番号
支部 宮建	A
利用年月日	利用者(被保険者)氏名
令和 年 月 日	氏名

指定保養施設
.....

- 公園の中の宿ロマン館 電話0229 (39) 2424
〒989-4305 大崎市田尻小塩八ツ沢1番地
- ホテルニューあらお 電話0229 (83) 3062
〒989-6811 大崎市鳴子温泉郷赤湯40
- 鳴子やすらぎ荘 電話0229 (87) 2121
〒989-6832 大崎市鳴子温泉字星沼18-2
- 秋保温泉ホテル華乃湯 電話022 (397) 3141
〒982-0241 仙台市太白区秋保町湯元字除33-1
- 旬樹庵さんさ亭 電話0224 (34) 2211
〒989-0916 刈田郡蔵王町遠刈田温泉東裏30

ご利用の際は、施設に直接電話等で予約してください。

利用者所属支部名	記号・番号
支部 宮建	A
利用年月日	利用者(被保険者)氏名
令和 年 月 日	氏名

指定保養施設
.....

- 公園の中の宿ロマン館 電話0229 (39) 2424
〒989-4305 大崎市田尻小塩八ツ沢1番地
- ホテルニューあらお 電話0229 (83) 3062
〒989-6811 大崎市鳴子温泉郷赤湯40
- 鳴子やすらぎ荘 電話0229 (87) 2121
〒989-6832 大崎市鳴子温泉字星沼18-2
- 秋保温泉ホテル華乃湯 電話022 (397) 3141
〒982-0241 仙台市太白区秋保町湯元字除33-1
- 旬樹庵さんさ亭 電話0224 (34) 2211
〒989-0916 刈田郡蔵王町遠刈田温泉東裏30

ご利用の際は、施設に直接電話等で予約してください。

利用者所属支部名	記号・番号
支部 宮建	A
利用年月日	利用者(被保険者)氏名
令和 年 月 日	氏名

指定保養施設
.....

- 公園の中の宿ロマン館 電話0229 (39) 2424
〒989-4305 大崎市田尻小塩八ツ沢1番地
- ホテルニューあらお 電話0229 (83) 3062
〒989-6811 大崎市鳴子温泉郷赤湯40
- 鳴子やすらぎ荘 電話0229 (87) 2121
〒989-6832 大崎市鳴子温泉字星沼18-2
- 秋保温泉ホテル華乃湯 電話022 (397) 3141
〒982-0241 仙台市太白区秋保町湯元字除33-1
- 旬樹庵さんさ亭 電話0224 (34) 2211
〒989-0916 刈田郡蔵王町遠刈田温泉東裏30

ご利用の際は、施設に直接電話等で予約してください。

利用者所属支部名	記号・番号
支部 宮建	A
利用年月日	利用者(被保険者)氏名
令和 年 月 日	氏名

高齡受給者証の更新及び新規交付について(70歳以上対象)

令和6年12月2日以降、高齡受給者証(70歳以上に交付)が保険証と同様に発行されなくなり、対象者のマイナ保険証の登録状況により、次のとおり発行しています。

マイナ保険証をお持ちの方

資格情報のお知らせ

マイナ保険証をお持ちでない方

資格確認書

●新規対象者

70歳の誕生月の翌月(1日生れは誕生月)から、保険医療機関を受診する際に、マイナ保険証(マイナ保険証が使えないときは負担割合(2割又は3割)を表示した「資格情報のお知らせ」)又は「資格確認書」(70歳誕生月の下旬(1日生れは前月末)にご自宅宛に送付)を提示することになります。

●毎年8月1日に更新

マイナンバーを利用した情報連携により、対象者(70～74歳)の課税標準額を当組合で毎年調査し、保険医療機関での自己負担割合(2割又は3割)の区分判定を行い更新をします。

●令和7年8月1日更新者【昭和25年8月2日～昭和30年8月1日生れの方】

区分判定後、7月下旬にご自宅宛てに「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」を送付します。

今後の更新予定 ※R7.8.1更新時は、2ヶ月間有効のものになります。

更新時に、「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」が発行されます。



保険医療機関窓口での資格確認方法(基本)



マイナンバーカードを保険証として利用できるよう登録しましょう!

マイナンバーカードを保険証として利用できるよう登録し、「マイナ保険証」として積極的に活用しましょう。

! マイナンバーカードを保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP 01 マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ①オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ②郵便による申請
- ③まちなかの証明写真機からの申請



STEP 02 マイナンバーカードを保険証として登録

■利用登録の方法

- ①医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ②「マイナポータル」から行う
- ③セブン銀行ATMから行う



※令和6年12月1日までに発行された保険証は、令和7年9月30日まで有効なので捨てないようご注意ください。

被保険者資格の取得・喪失等の手続きについて(保存版)

	こんなとき	届出に必要なもの
宮建国保に加入するとき	家族が社会保険をやめたとき	①様式3-1号取得届 ②「世帯全員」と記載があり、世帯主・続柄とマイナンバーが記載された住民票 ③マイナンバー様式A・B及び確認書類 ④資格喪失証明書・資格喪失連絡票・離職票のいずれかの写し又は退職証明書の原本
	家族が同一世帯になったとき	①様式3-1号取得届 ②「世帯全員」と記載があり、世帯主・続柄とマイナンバーが記載された住民票 ③マイナンバー様式A・B及び確認書類
	子どもが生まれたとき	①様式3-1号取得届 ②「世帯全員」と記載があり、世帯主・続柄とマイナンバーが記載された住民票 ③マイナンバー様式A・B及び確認書類 ④様式26号 保険料軽減届出書(出産者が当組合に資格を有している場合のみ)
宮建国保をやめるとき	組合員又は家族が社会保険に加入したとき	①様式3-2号喪失届 ②社会保険の資格取得を証明する書類(社会保険の資格取得年月日、記号・番号、氏名、保険者名の記載があるもの) ③宮建国保が発行した証書等
	家族が別の住所になったとき(市町村国保に加入するとき)	①様式3-2号喪失届 ②転居先の住民票 又は 住民票の除票 ③宮建国保が発行した証書等 ④資格喪失証明書 ※住民票の除票を取る場合は、転出先が二段に記載されているもの(同市区町村内の転居の場合、除票が取れないので転居先の住民票)
	家族が結婚をして社会保険に加入したとき	①様式3-2号喪失届 ②社会保険等の被扶養者として認定された社会保険の資格取得を証明する書類(社会保険の資格取得年月日、記号・番号、氏名、保険者名の記載があるもの) ③住民票の除票又は転居先の住民票 ④宮建国保が発行した証書等
	家族が死亡したとき	①様式3-2号喪失届 ②様式16号申請書及びその添付書類 ③宮建国保が発行した証書等 添付書類:「埋火葬許可証の写し」又は「死亡診断書の写し及び会葬礼状の写し」
	組合員が市町村国保に加入するとき	①様式3-2号喪失届 ②様式4号脱退届 ③宮建国保が発行した証書等 ④資格喪失証明書 ※退職証明書の原本(適用除外を受けた法人事業所の従業員だった場合に必要)
	組合員が死亡したとき	①様式3-2号喪失届 ②様式16号申請書及びその添付書類 ③宮建国保が発行した証書等 添付書類:「埋火葬許可証の写し」又は「死亡診断書の写し及び会葬礼状の写し」 ※資格喪失証明書(家族の方がいる場合に必要)
	生活保護を受け始めたとき	①様式3-2号喪失届 ②保護開始決定通知書 ③宮建国保が発行した証書等
その他	住所、氏名が変わったとき	①様式5号変更届 ②住所や氏名変更の事実が確認できる住民票 ③宮建国保が発行した証書等 ※住所変更の場合、「世帯全員」と記載があり、世帯主・続柄が記載された住民票が必要
	他の支部へ移動するとき	①様式6号支部移動届 ②宮建国保が発行した証書等
	組合員の種別・形態が変わったとき(様式7号種別・形態等変更届)	●法人(又は個人で従業員5人以上)の事業主に変わったとき:適用除外承認申請書、登記簿謄本の写し(全部事項証明書) ●法人事業所の従業員に変わったとき:適用除外承認申請書、雇用証明書 等 ●適用除外を受けた法人事業所を辞めて第1種組合員になるとき:退職証明書(原本)、第1種を証明する書類(労災保険加入証明書等)等 ●組合員の形態が「個人から法人」又は「法人から個人」に変わったとき:様式7号種別・形態等変更届、変更後の種別・形態に応じた確認書類 等
	子どもが就学のため、親元を離れるとき	様式8号㊟該当届、在学証明書の原本
	保険証等をなくしたとき(破損したとき)	様式10号申請書、※破損した場合は破損した証書
	マイナンバーカードの健康保険証利用登録を解除するとき	マイナンバー様式C
	資格確認書の交付申請をするとき	マイナンバー様式D ※マイナンバーカードを取得していない方、マイナンバーカードを取得しているが保険証利用登録を行っていない方には、申請によらず資格確認書が交付されるため、申請は不要 ※念のため持っておきたい等の理由で申請はできないので注意

宮城県建設業国民健康保険組合

〒983-0862 仙台市宮城野区二十人町301番地の3 電話 022-792-7051 FAX 022-792-7052

URL <https://www.miyaken-kokuho.com/>

印刷 株式会社阿部紙工